

地方独立行政法人徳島県鳴門病院における内部統制の推進に係る基本方針

令和6年2月16日制定

この方針は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「法人」という。）が、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第1条の目的を有効かつ効率的に果たすため、法人における内部統制の推進に係る基本方針を定めるものである。

第1 内部統制の整備目的

1 業務の有効性及び効率性

中期目標等に基づき業務を行いつつ、法第1条の目的を果たすこと。また、より効率的に業務を遂行すること。

2 事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。

3 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。

4 財務報告等の信頼性

外部に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保すること。

第2 内部統制の推進体制

1 内部統制担当役員の設置

法人に内部統制統括責任者を置き、副理事長をもって充てる。内部統制統括責任者は、法人における内部統制に関する事務を総括する。

2 内部統制推進責任者の設置

法人に内部統制推進責任者を置くこととする。

- ① 内部統制推進責任者は、法人における内部統制の推進に関する事務をつかさどる。
- ② 内部統制推進責任者は、内部統制・コンプライアンス室長をもって充てる。

3 内部統制推進部門の設置

法人に内部統制推進部門として、内部統制・コンプライアンス室を設置する。内部統制推進部門は、法人における内部統制に関する事務をつかさどる。

4 内部統制委員会の設置

法人に内部統制委員会を置き、内部統制委員会は、内部統制に関して必要な事項を審議する。内部統制委員会の委員には法人役員を持って充てる。

第3 内部統制の取組方針

1 中期計画及び年度計画の作成過程の整備等

- (1) 理事長は、徳島県知事が作成した中期目標を達成するため、法第26条及び第27条の規定に基づき、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）を作成する。中期計画等の作成に当たっては、法人に対する意見聴取の実施等を行うことで、目標達成に向けた適切な計画が策定されるようにする。
- (2) 理事長は、中期計画等について、法人の関係部署から理事会等で年度計画の進捗状況等を報告させるなど、その実績や進捗状況をモニタリングすることによって効率的に実施する。
- (3) 理事長は、(2)のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて業務手法又は業務体制の見直しを行う。
- (4) 理事長は、各事業年度における業務の実績等について、法第28条第2項の規定に基づき自己評価を行うとともに、その際は恣意的とならない評価とするなど適切な評価を実施するものとする。
- (5) 理事長は、(2)のモニタリング及び(4)の自己評価を基にした適切な業務実績報告を作成する。
- (6) 理事長は、各事業年度における業務の実績等について、法第28条第1項の規定に基づき、徳島県知事の評価を受ける。
- (7) 理事長は、(6)の評価結果を、現行の中期計画等の見直し、次期以降の中期計画等の策定、組織体制の見直し、人事に関する計画、予算配分、業務手法の見直し等に活用する。

2 法令等の遵守体制の整備

- (1) 理事長は、役職員が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保するため、コンプライアンスの推進に関する規程を定める。
- (2) 理事長は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力への対応に関する規程を定める。

3 損失危機管理の体制の整備

理事長は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクについて適切な管理を図るため、リスク管理に関する規程を定める。

4 情報保存管理の体制の整備

- (1) 理事長は、法人文書の適切な保存・管理等が行われるよう、文書管理に関する規程を定める。
- (2) 理事長は、情報セキュリティ対策を円滑に推進するため、情報セキュリティに関する規程を定める。
- (3) 理事長は、業務運営や組織に関する情報について、業務実績報告書その他により、広く適切に公表する。また、理事長は、法人の保有する情報の公開に関する法律等に基づく情報公開に適切に対応する。

5 財務報告等信頼性確保の体制の整備

理事長は、財務報告等の信頼性を確保するため、財務諸表等の作成が関係法令等に基づき適正に行われるための体制を整備する。

6 内部監査体制の整備

- (1) 理事長は、業務の適正な運営を確保するため、内部監査に関する規程を定めるとともに内部監査を所掌する部門を置き、内部統制・コンプライアンス室をもって充てる。

(2) 内部統制・コンプライアンス室は、内部監査に関する規程に基づき、被監査部門に対し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。

7 内部通報・外部通報に関する整備

理事長は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実に内密に報告される仕組みを整備する。

8 情報化による業務の効率的な遂行

理事長は、情報システムの導入等により業務の効率的な遂行を推進するものとする。また、電子カルテシステムの活用等により、業務遂行に係る情報を役職員間において適切に共有・伝達できる体制を整備する。

9 適切な人事異動

理事長は、業務の適正な運営を確保するため、長期在籍者の把握も含め、適切に人事異動を行うものとする。

10 研修の実施

理事長は、内部統制が適正かつ効果的に機能するよう、職員に対して研修を実施し、必要な知識等を習得させるものとする。

1.1 内部統制に関する取組の把握

内部統制推進責任者は、各局（部門）長と連携を図る、内部統制に関する取組の状況を内部統制委員会及び内部統制担当役員に報告するものとする。内部統制担当役員は内部統制の取組に関連して職員と面談を行うものとする。

1.2 内部統制に関する取組の不断の見直し

理事長は、内部統制に関する取組の不断の見直しにより、内部統制の充実及び強化を図っていく。

以上